

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年4月28日

地球温暖化対策の取組が極めて優れた2事業所を 「トップレベル事業所」として認定します

埼玉県では、目標設定型排出量取引制度（制度対象：約600事業所）において、地球温暖化対策の取組が極めて優れた事業所を優良大規模事業所（トップレベル事業所）として認定しています。認定には幅広い分野で優れた取組が求められることから、これまでに3事業所のみが認定を受けています。

令和5年3月に、東京都水道局朝霞浄水場を県内4事業所目のトップレベル事業所として認定しました。またグリコマニュファクチャリングジャパン株式会社北本工場も認定し、こちらは平成29年度の初認定に続いて今回が更新認定となります。

この2事業所に対し、下記のとおり認定式を行い、知事から認定証を授与します。

1 認定事業所と主な取組内容（五十音順）

(1) グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 北本工場

（平成29年度のトップレベル認定を更新する認定）

- ・ 熱源ポンプ及びエアコンプレッサーの高効率化による電力使用量の削減
- ・ 井水熱を利用した中温冷水利用システムの導入による電力使用量の削減

(2) 東京都水道局 朝霞浄水場

（初めての認定）

- ・ コージェネレーション設備導入によるエネルギー利用の効率化
- ・ 上水道ポンプへの台数制御及び回転数制御の導入による電力使用量の削減
- ・ 太陽光発電設備の導入による化石燃料由来のエネルギー使用の削減

2 認定式の概要

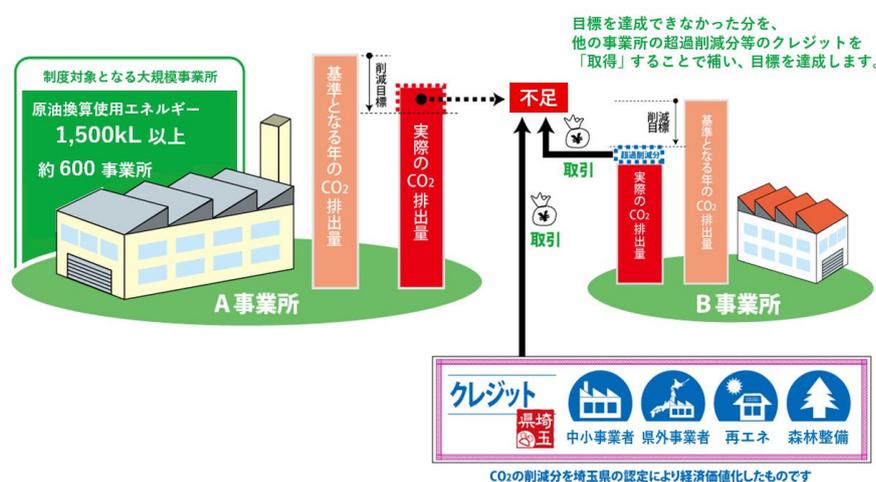
- (1) 日時：令和5年5月11日（木曜日）15時30分から15時50分まで
- (2) 会場：知事公館大会議室

(3) 出席者：認定事業者、知事

(彩の国埼玉中小企業 CO₂削減大賞表彰式と同時開催になります。)

参考1 埼玉県目標設定型排出量取引制度

年間エネルギー使用量が原油換算で3年連続1,500キロリットル以上となる大規模事業所が、事業所ごとに設定されたCO₂排出量の削減目標の達成に取り組んでいただく制度です。第3削減計画期間(令和2年度～令和6年度)においては、基準排出量に対し工場等で20%、業務ビル等で22%の目標削減率が設定され、CO₂削減に取り組んでいます。



参考2 優良大規模事業所認定制度

目標設定型排出量取引制度の対象事業所について、地球温暖化対策の取組が優れた事業所を認定するものです。CO₂排出削減に係る推進体制の整備や高効率な設備の導入、運用の改善等について、業務ビルは150、工場は300程度の項目を評価し、第三者による検証、審査委員会による審査を経て認定されます。

認定は、評価点に応じ「トップレベル事業所」「準トップレベル事業所」の2つの区分で行われ、認定を受けた事業所は目標設定型排出量取引制度における目標削減率がそれぞれ2分の1、4分の3に緩和されます。

参考3 認定事業所

認定の区分	認定事業所
トップレベル事業所	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 北本工場 (今回が更新認定)
	東京都水道局 朝霞浄水場 (今回が初認定)
	東京電力ホールディングス株式会社 埼玉センター (令和2年度に初認定)
	レンゴー株式会社 八潮工場 (令和2年度に更新認定)